

選定方法について

- ①総合得点の順位に応じて、総合得点の最も高い者から順に開講月を決定します。
 - ②開講月の決定方法は、希望優先順位に応じて、受託上限開講月数を上限に決定します。
 - ③上記①②の結果、未選定の開講月がある科目については『未選定開講月の開講協議』を希望する者の中で総合得点の最も高い者から順に開講の可否を協議します。
- ※同施設内で提案時と異なる教室であれば受託可能である場合
教室に係る配点区分が変わらない範囲での変更は可能とする。その他の変更は認めない。

○選定イメージ

②優先順位と受託上限開講月数に応じて決定 →

事業者	点数	開講月（○が決定月）					受託上限 開講月数	未選定開講月の 開講協議
		6月	7月	8月	9月	10月		
設定		1開講	1開講	1開講	1開講	1開講		
A	90	3	②	①			2	○
B	80	②	1	3			3	×
C	70			2	3	①	1	○
D	50	1	2	3	4	5	5	○

①得点順に決定 ↓

※各事業者の開講月に入力している数字は開講希望月における優先順位
※事業者Dは総合得点60点未満のため足切り、選定せず

③9月が未選定のため、希望月以外の開講協議

事業者	点数	開講月（○が決定月）					受託上限 開講月数	未選定開講月の 開講協議
		6月	7月	8月	9月	10月		
設定		1開講	1開講	1開講	1開講	1開講		
A	90				受託不可		2	○
B	80				協議希望せず		3	×
C	70				①受託可		1	○
D	50				60点未満のため対象外		5	○

得点順に協議 ↓

※Aは協議の結果受託不可。Bは提案時『未選定開講月の開講協議』を希望しなかったため協議せず。
Cは上限開講月数が1で上限に達しているが、『未選定開講月の開講協議』を希望しているため協議可。